

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
http://www.koyano-cpa.gr.jp/

Q 私は外国法人の親会社を有する日本法人に勤めており、ボーナスとして金銭の代わりに親会社のRSU(リストラクテッド・ストック・ユニット)が付与されました。過去、RSUの権利が確定し、取得した親会社株式を譲渡しておりますが、会社から発行された源泉徴収票により年末調整され課税関係は終了したと思ひ込んでおりました。先般、税務署から当該所得について確定申告が必要だと連絡がありました。当該RSUの税務上の取り扱いについて教えてください。

A

(1) RSUとは

Restricted stock unitの略で、海外の親法人などの現物株式を役員・従業員に直接付与する株式報酬制度の一種です。RSUは、制限期間を設定し、制限期間が満了した時から数年に渡り一定の株式が交付されます。また、株式の制限が解除し権利が確定する日には雇用関係がなければならぬといった条件が付けられるため、中長期の企業価値向上へのインセンティブのほか、人材のリテンション効果が期待されます。

ストックオプションは株式の値上がり益が経済的な利益の額となりますが、RSUは株価全体が支給額となる点で異なります。また、日本において平成28年の税制改正で整備がされたリストラクテッド・ストック(特定譲渡制限付株式、RS)は、当初付与時に株式を交付し譲渡が制限されている点で異なります。

(2) RSUの課税関係について
RSU株式付与時には株券の交付は行われなから、株式の売却などの実質的な処分権がなく経済的な利益を享受していないと認められるため、課税関係は生じません。制限が解除され権利が確定した場合、その日における時価相当額を収入金額として認識します。通常、RSUの付与は、会社との雇用契約またはこれに類する関係に起因するため、給与所得となります。よって、国内法人から受領している給与所得のほか、RSUの

権利確定による追加の給与所得が生じるため、確定申告が必要となります。

なお、権利が確定した日に株式を取得したと見なすため、その日における時価相当額、つまり給与課税された金額が株式の取得価額となります。実際に売却をする場合は、譲渡収入の対価と当該取得価額の差額が譲渡所得(申告分離課税として所得税15%、住民税5%、復興特別所得税0.315%)となります。

(3) 給与所得としての計算および換算の際に使用される為替レート
経済的利益の額の算式については、以下の通りとなります。

制限解除日の市場価格×制限解除株式数×TTM(対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値)

(4) 源泉徴収および法定調書
RSUにより取得する株式は外国法人である親会社から直接受け取り、親会社が海外で支払いの手続きを行うことが多いため、一般的には日本子法人では源泉徴収事務が行われません。よって、年末調整で税額の精算は終わらず確定申告をすることになります。RSUは海外の証券口座で管理されており申告が漏れる事例が多いため注意しなければなりません。

なお、日本法人においては、外国親法人などから株式関連報酬を付与され行使を行ったことにより経済的利益を享受した役員などがある場合、給与があった日の属する年の翌年3月末日までに、「外国親会社等が国内の役員等に給与等をした経済的利益に関する調書を税務署に提出します。調書の提出対象となる株式関連報酬には、ストックオプションのほか、RSやRSU・PS(パフォーマンス・シェア)などが含まれます。調書には、一人別に権利の種類や、利益が生じた日、利益の金額や利益の種類を記載しますので、税務署は各人の所得金額を把握することができま

(5) そのほかの留意事項
取得した外国株式について海外の口座で配当を受領している場合には、配当所得について申告不要を選択できません。また、配当について現地で源泉徴収されている時には、外国税額控除を適用することができません。給与所得や譲渡所得と合わせて、申告する必要があります。